

広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱新旧対照表

改正	改正前
<p>広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱</p>	<p>広島県障害者外出介護従業者養成研修認定要綱</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、「<u>指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第20号に規定する広島県知事(以下「知事」という。)が認める研修の認定について、必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年10月1日から適用する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年8月15日から施行する。</u></p> <p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>修 了 証 書</p> <p>氏名： 生年月日：平成 年 月 日</p> <p>あなたは、<u>指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等</u>(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第20号に規定する研修として広島県知事が認める <u>別 記</u> を修了したことを証します。</p> <p>____ 年 月 日</p> <p>(研修実施者の名称及び代表者の職・氏名) ㊞</p> </div> <p>※「別記」には、「全身性障害者外出介護従業者養成研修課程」又は「知的障害者外出介護従業者養成研修課程」のいずれかを記載する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、「<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)第1条第20号に規定する広島県知事(以下「知事」という。)が認める研修の認定について、必要な事項を定める。</p> <p>第2条～第18条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この要綱は、平成18年11月7日から施行し、平成18年10月1日から適用する。</p> <p>(中略)</p> <p>様式第1号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>第 号</p> <p>修 了 証 書</p> <p>氏名： 生年月日：平成 年 月 日</p> <p>あなたは、<u>指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの</u>(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第20号に規定する研修として広島県知事が認める <u>別 記</u> を修了したことを証します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(研修実施者の名称及び代表者の職・氏名) ㊞</p> </div> <p>※「別記」には、「全身性障害者外出介護従業者養成研修課程」又は「知的障害者外出介護従業者養成研修課程」のいずれかを記載する。</p>

改正

様式第2号

第 号

修了証書（携帯用）

氏名：

生年月日：平成 年 月 日

あなたは、指定居宅介護等の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第20号に規定する研修として広島県知事が認める 別記 を修了したことを証します。

年 月 日

（研修実施者の名称及び代表者の職・氏名）[㊞]

※「別記」には、「全身性障害者外出介護従業者養成研修課程」又は「知的障害者外出介護従業者養成研修課程」のいずれかを記載する。

改正前

様式第2号

第 号

修了証書（携帯用）

氏名：

生年月日：平成 年 月 日

あなたは、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第20号に規定する研修として広島県知事が認める 別記 を修了したことを証します。

平成 年 月 日

（研修実施者の名称及び代表者の職・氏名）[㊞]

※「別記」には、「全身性障害者外出介護従業者養成研修課程」又は「知的障害者外出介護従業者養成研修課程」のいずれかを記載する。